

喫煙は「マナー」から「ルール」へ



本部保健師 えいじゅう のぞみ 永住 希



みなさんは、飲食店や作業現場などで下の標識を見たことがありますか？
これらは、屋内の喫煙可能な場所を標識で示したことになります。

<p>標識</p>	 <p>喫煙専用室</p>	 <p>喫煙専用室あり</p>	 <p>加熱式たばこ専用喫煙室あり</p>
<p>意味</p>	<p>施設内の喫煙室に掲示される標識。喫煙専用室で20歳未満の人の出入りを禁止していることを示しています。</p>	<p>施設の入り口等に掲示される標識。施設の一部に喫煙専用室を備えていることを示しています。</p>	<p>飲食店の入り口等に掲示される標識。施設内は、非喫煙箇所と喫煙箇所に分かれており、喫煙箇所は加熱式たばこ専用喫煙室であることを示しています。</p>

令和2年の健康増進法の改正により、喫煙が可能な場所にはこのような標識を掲示しなければならなくなりました。これは、**たばこを吸わない非喫煙者を「たばこの煙による害から守る」**ために決められた**ルール**になります。

健康増進法改正による「新しいルール」



学校、病院、行政機関の庁舎などは 原則敷地内禁煙

建物内だけでなく、敷地内の駐車場、広場、建物の屋上などでも原則喫煙できません。

施設によっては、敷地内の屋外に喫煙所を設けている場合もあります。



ポイント
2



2人以上が利用する施設（職場の事務所など）は原則屋内禁煙

2人以上の職員が入り出したり、打合せ等で多数の人が利用する事務所は、屋内禁煙にする必要があります。もし、事務所内で喫煙をしたい場合には、「喫煙専用室標識」を掲示した喫煙専用室を設置する必要があります。

標識は、厚生労働省ホームページ「なくそう！望まない受動喫煙」からダウンロードして使用することができます。



↑こちらのQRコードからもダウンロードできます

原則屋内禁煙

屋外の駐車場や建物前での喫煙制限はありませんが、喫煙時には周囲の住民や通行人への配慮を忘れないようにしましょう。



事務所に喫煙場所を設置する場合



入口の標識も忘れずに！



煙が室内に漏れないよう換気設備のある場所を選ぶことが大切です。また、喫煙専用室では、飲食をしないようにしましょう。

この他、都道府県や市区町村などによっては、「受動喫煙防止条例」や「路上喫煙禁止条例」「歩きタバコ禁止条例」などの独自のルールを示しているところもあります。

ポイント
3



20歳未満の方は喫煙エリアへの立入禁止



20歳未満の方については、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、喫煙エリアへは一切立入禁止となります。たとえ従業員であっても立ち入ることはできません。

たばこの煙には、直接たばこから吸い込む「主流煙」と、たばこの先から立ちのぼる「副流煙」があり、「副流煙」は、煙として周囲に広がりやすいことから非喫煙者の体内に取り込まれることがあります（受動喫煙）。

たばこの煙が体内に取り込まれると頭痛や頻脈、血圧の上昇に始まり、長期的には心臓や脳、がんなどの病気が引き起こされます。また、妊娠中であれば胎児の健康状態にも影響を及ぼすため、喫煙者だけでなく、非喫煙者もたばこの煙による望まない害が生じないようにすることが大切です。

うん
うん



喫煙者は「周囲に配慮した喫煙」を、非喫煙者は「自分自身を守るための行動」を心がけることが大切です。